

羽村市版事業仕分け「公開型事務事業外部評価」 議事録

実施日	平成 23 年 11 月 13 日（日曜日）
会 場	市役所 4 階会議室（第 1 会場）
事業名	2 生活保護法外援護事業
出席者 （敬称略）	【評価員コーディネーター】進邦 徹夫 【評価員】石川 美紀、小山 行和、関塚 久夫、橋本 芳明、海東 聖
担当部署	福祉健康部 社会福祉課
質疑応答	<p>（説明者）※配布資料に基づき説明</p> <p>（評価員）法外援護の中で、東京都が負担する事業があるが、これを削減することにより市の負担が低減することがあるのか。</p> <p>（説明者）この事業は、全額、東京都の補助要綱により実施しており、削減した場合、その分の事務量が減る以外に市の負担が低減することはない。なお、この補助要綱にない事業を市が補助事業として実施する場合は、東京都に申請し、認められれば全額が東京都の補助となるが、認められない場合は市の負担で行うこととなる。</p> <p>（評価員）労働意欲の育成と自立促進という目的があるということだが、例えば、評価シートの成果目標にある中学卒業就職者に対する健全育成はどのように行われているのか。</p> <p>（説明者）評価シートの事業内容にある健全育成事業については、対象学年のいる世帯に各市の人口に応じて東京都から対象費用が支給されているだけで、成果などを確認するための後追い調査などは実施されていない。また自立促進事業については、ケースワーカーが付いて自立促進のために実施しており、支給された費用管理も行われている。</p> <p>（評価員）例えば、中学生の学生服などについて、ほとんどの家庭では入学時に大きめのものを購入し、その後は親同士で交換等を行ってまかなっているが、生活保護世帯にはその都度支給されているのか、支給されているとすれば、生活保護以外の世帯が行っているような、衣服の交換等でまかなうような方法を生活保護世帯にも紹介することはしないのか。</p> <p>（説明者）中には交換等を行っている生活保護世帯もあるかもしれないが、特に指導等を行っていない。基本的に子どもの成長により交換が必要になった旨の要望があり、必要条件が整っていれば、支給対象となる。</p> <p>（評価員）そうすると、市で負担している事業としては、高齢者支援、ゴミ袋支給、健康関係となるが、これらは必要性が高く特に評価する理由がないように思える。</p> <p>（説明者）法内援護の中に生活全般に対する費用が含まれているが、高齢者支援、ゴミ袋支給、健康関係の法外援護の費用については、この費用を支給している各担当課の事業目的により支給されている。</p>

(評価員) 資料の 28 ページをみると件数がなく実績がない事業があるが、これらは必要性がない事業としてみることはできないのか。

(説明者) 生活保護世帯に対する考え方によるが、実績がない事業については、今後充実していかなければならない分野であると考えている。例えば、就労支援についても、現在の就職難において非常に厳しい状況となっていることから実績がないものである。

(評価員) 生活保護の約半数が高齢者世帯とのことだが、高齢福祉介護課で担当している事業も件数がなく、この事業費の必要性についてはどのように考えているか。

(説明者) これは生活保護世帯に対する件数である。ちなみに同様の支援事業で非課税世帯に対する件数は実績がある。現在、実績件数はないが、社会経済状況が厳しさを増す中、高齢者世帯へ支援事業として必要なものとして考えている。

(評価員) 固定資産税、都市計画税の生活免除となるが、自分の資産を持っている人も生活保護を受けているということか。

(説明者) そうである。例えば、他県等に土地等を所有しているが、売却できない状態などであり、仮に売却できれば支給金の停止や、整理が行われることとなる。

(評価員) ゴミ袋の支給について、物の支給であるため、法内援護の中に含めて考えることはできないのか。

(説明者) 法内援護の考え方は全国一律の基準で行われているため、ゴミ袋の支給について、羽村市独自の基準を定めることはできない。

(評価員) 法外援護の内容が、金銭支給が多いが、支援する内容が決まっているのであれば物による支給でもよいのではないか。実際に年金を受給している人より、生活保護を受けている人のほうが多く受給されている場合があるので、それが適切なかどうかよく考える必要がある。

(説明者) 現金支給については、生活保護法の中で規定されている。

(評価員) 市としては、どのように考えているのか。

(説明者) 市で実施していた入浴券の支給については、市内の入浴場の廃止に伴い平成 23 年度から行っていない。これに伴い、入浴については、コミュニティセンターの無料入浴や、浴室のある賃貸住宅等への転居を促して対応している。

(評価員) 評価シートの今後の課題の中に、生活保護世帯の受給期間の長期化が目立ってきているとあるが、実際どのくらいの期間なのか、また、定期的に行っている指導等の内容について教えてもらいたい。

(説明者) 最も長期間で 40 年間生活保護を受けている人がいる。10 年以上受給されている人も多くいる。高齢者は全体の約半数以上おり、また残りの人も精神的な疾患を持っている人がいるなど、全受給者 715 人のうち、68 人程度が就労可能な人数となっている。現在はそれらの就労支援を行っ

	<p>ている。生活保護の長期化というのは、主に高齢に近くなった人が受給者になると、就労できずそのまま生活保護から脱却することができない状態になることをいっている。</p> <p>（評価員）就労が物理的に無理な人への対策について、今年4月から羽村市で取り組んでいることはないか。</p> <p>（説明者）高齢の受給者等については、ケースワーカーが月1回定期的に訪問し、生活状況を確認している。就労支援については、就労支援員が月2回訪問するなど面談し経過報告や指導等を行っている。</p> <p>（評価員）生活保護世帯は増加傾向にあると思う。そういう中であっても限られた予算は有効に使わなくてはいけない。それは国や東京都の予算であっても同じことがいえるのではないか、先ほどの学童服や運動服についてもリサイクルを進めるなど他の世帯が通常行っているようにできないか。</p> <p>（説明者）どちらも年1回の支出であることが規定されており、現在では制度上その規定を変更することができない状況である。</p> <p>（評価員）生活保護受給者で精神障害を持っている人について、どのくらいの割合なのか。</p> <p>（説明者）増加傾向にある。生活保護法では他の法律や施策で保護を受けている人については、それらの制度を優先する原則があるため、具体的な数については把握していない。</p>
<p>判 定</p>	<p>【評価結果：②】</p> <p>〔4人〕②市が実施・現状維持（現行の内容を継続すべきである。）</p> <p>〔2人〕③市が実施・改善が必要（ア：事業内容を見直すべきである。）</p> <p>【主な意見】</p> <p>(1)実績がない事業は必要性がないのではないか。</p> <p>(2)就労支援等のより一層の充実を望む。</p> <p>(3)学童服や体操服などはリサイクルで対応できないか。</p> <p>(4)福祉サービスはなるべく後退させてほしくない。</p> <p>(5)認定審査時のチェックをより厳しくし、認定後は現状維持を望む。</p> <p>(6)適用後のフォローが必要である。</p>